

インフルエンザ 出席停止期間早見表

※「発症」とは、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日のことです。病院を受診したときに医師に経過を話し、発症日を確認してください。発症した日は「0日目」となります。

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。

解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、下の表に日付を当てはめて確認してください。

／ に日付を入れて算出する		発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
例	発症当日に	発熱／解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
1	熱が下がった場合			出席停止期間						
例	発症後1日目に	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
2	熱が下がった場合			出席停止期間						
例	発症後2日目に	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	登校可能		
3	熱が下がった場合			出席停止期間						
例	発症後3日目に	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能		
4	熱が下がった場合			出席停止期間						
例	発症後4日目に	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能	
5	熱が下がった場合			出席停止期間						
例	発症後5日目に	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能
6	熱が下がった場合			出席停止期間						

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。

インフルエンザによる出席停止期間の基準の根拠について

学校保健安全法施行規則 第三章 感染症の予防(出席停止の期間の基準)

第十九条 二

イ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあっては、
発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあっては、三日)を経過するまで。